

南砺市新型コロナウイルス感染症関連融資利子補給金の概要

下記の対象融資を利用した方のうち、国や県から3年間、利子の補給を受けた事業者に対して、4年目及び5年目の利子補給を引き続き南砺市で実施します。

【対象融資】

日本政策 金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	小規模事業者経営改善資金（マル経）（新型コロナウイルス感染症関連）
	生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付
	生活衛生関係営業経営改善資金特別貸付（衛経）（新型コロナウイルス感染症関連）
商工中金	新型コロナウイルス感染症特別貸付（危機対応融資）
富山県	新型コロナウイルス感染症対応資金 ※ビヨンドコロナ応援資金は対象としていません。

【交付対象者】

○市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者で以下の条件を全てみたすもの

- 令和3年3月31日までに上記融資制度により貸付けを受けていること
(富山県新型コロナウイルス感染症対応資金については、令和3年3月31日までに申し込みをし、令和3年5月31日までに実行したのも対象とする。)
- 当該融資に係る国又は県の利子補給を受けていること
- コロナ前後の決算売上高が50%以上減少していること
(休業にかかる給付金等の雑収入は含めない。売上のみで比較する。)

比較期間 平成30年4月1日～令和5年9月29日の間で

任意の決算期（2期分）を選び、コロナ前後を比較 ※決算書の提出が必要です。

- 市税等の滞納がないこと

【交付対象期間】

融資実行日から起算して3年を経過した日から5年を経過する日まで

【利子補給金の額】

毎月の約定返済日に伴う**支払利子の37回目～60回目に支払う利子）の全額（千円未満切捨）**

※融資の元本の返済の遅延に伴って生じた利子の増額分は対象とならない。

※利子補給の交付対象となる**融資額**は、交付対象者一人につき**3,000万円**を上限とする。

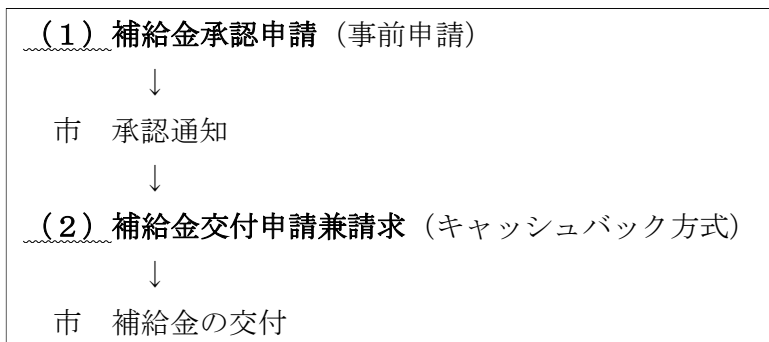
※利子補給金の申請は、暦年ごとの申請とする。

1月～12月末までに支払った利子を翌年1月末までに申請

○融資額が3,000万円を超える場合の計算方法

交付対象期間のうち1月～12月末までに支払った利子の合計額 × 3,000万円 / 融資額

【申請等手続きの流れ】



(1) 補給金承認申請

※利子補給金の交付を受けようとする方は必ず提出をしてください。

申請のない方は利子補給を受けられませんのでご注意ください。

○承認申請期限 令和5年9月29日 1度限り

○提出書類

承認申請書 (様式第1号)

[添付書類]

- ・融資実行を示す書類の写し (金銭消費貸借契約書の写し等)
- ・融資の償還予定表の写し
- ・富山県信用保証協会が発行する信用保証決定のお知らせの写し
(富山県の融資の場合に限る。)
- ・国が発行する特別利子補給助成金交付決定通知書の写し
(日本政策金融公庫及び商工中金の融資の場合に限る。)
- ・~~県からの利子補給を受けたことが確認できる書類 (富山県の融資の場合に限る。)~~
- ・コロナ前後の売上高が確認できる決算書 (決算報告書、確定申告書)

(2) 補給金交付申請兼請求

○交付申請期限 翌年1月末日まで 年1回

※交付対象期間のうち1月から12月末までの期間に係るものについて

翌年1月末日までに申請してください。

○提出書類

交付申請兼請求書 (様式第3号)

[添付書類]

- ・支払済利子額が確認できる書類
(金融機関が発行する利息支払証明書でも可 ※任意様式)
- ・市税の完納証明書
- ・振込先が確認できる通帳の写し (口座名義がカナで印字されているページ)

【お問合せ・申請先】

南砺市商工企業立地課 商工振興係 TEL : 0763-23-2018

〒939-1692 南砺市荒木 1550 別館 2階